

## 宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、全ての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持ち、健やかに成長できるまちづくりを推進するため、子どもの貧困対策に取り組む団体の活動に要する経費の一部を助成し、当該団体の活動の充実を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年宮崎市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ次条に掲げる事業の実践を目的とする団体とする。

(1) 宮崎市に在住する者が主体となり、宮崎市内に活動拠点を有し、主たる活動の場が宮崎市内である団体

(2) 3名以上で構成されている団体

(3) 規約・会則等があり、自主的に継続した活動を行うことができる団体

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象としない。

(1) 営利活動を目的とする団体

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

(3) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

### (対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に定める基本理念の下に、対象団体が複数年にわたり継続して主催するもの（予定を含む。）で、18歳未満の子ども及びその保護者等を主な対象者とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、金銭を直接給付又は貸与する事業は除くものとする。

(1) 子どもの衣食住など生活を支援する事業

(2) 子どもの学習や体験活動を支援する事業

(3) 子どもの居場所を提供する事業

(4) 子どもや保護者等の社会的孤立を防ぐ事業

(5) その他、経済的貧困及びつながりの貧困の解消に資する事業

(対象経費及び上限額等)

第4条 補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費とする。ただし、国及び地方公共団体による他の補助制度の対象となる経費は、対象としない。

2 補助金の上限額等は、次の各号の区分に応じ別表1に定めるとおりとする。

- (1) 団体が円滑に事業を開始するための始業支援枠（スタートアップ枠）
- (2) 団体が事業の内容を改善または充実させるための拡充支援枠（ステップアップ枠）
- (3) 団体が継続して活動するための持続支援枠（サステイナブル枠）

3 補助金の額は、第1項の経費から当該事業に係る収入を除いた額、又は前項の上限額のいずれか低い額を限度とし、かつ当該年度の予算の範囲内とする。

(対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、毎年度内における対象事業の実施期間（以下「事業期間」という。）とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする対象団体の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要や組織体制が分かるもの
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）に基づく誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 納税確認同意書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるものについて補助金の交付を決定し、補助金交付決定書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ、代表者等に対して、当該申請に係る内容等について説明を求めることができる。

(事業計画の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた代表者は、前条第1項の通知を受領した後

において、当該事業計画を変更しようとする場合は、補助事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次の各号の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるものについて事業計画の変更を承認し、補助事業計画変更承認書（様式第6号）により代表者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、第7条の規定により交付の決定をしたときは、当該交付決定額の全部を概算払いにより交付し、事業完了後に精算するものとする。

2 市長は、前条の規定により事業計画の変更を承認した場合において、交付決定額が増額となったときは、その差額を追加交付する。

（実績報告）

第10条 補助金の交付を受けた代表者は、補助事業実績報告書（様式第7号）に次の各号の書類を添えて、事業期間の終了日から30日以内に市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、速やかに当該実績報告の内容を審査し、適正と認めたときは、補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付確定額を代表者に通知するものとする。

（補助金の流用禁止及び返還）

第12条 補助金の交付を受けた団体は、補助金を申請した目的以外に使用することはできない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請した事業を行わなかったとき
- (2) 実施事業が申請内容と著しく異なるとき
- (3) その他市長が補助金の返還が必要と判断したとき

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた団体は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けることなく、補助金の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日以降に実施する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表1 (第4条第2項)

区分	区分要件	補助金の上限額等
始業支援枠 (スタートアップ枠)	対象事業を新たに開始する団体が、当該年度に初期投資を必要とする場合	上限30万円とし、1団体につき1回のみでの交付とする。
拡充支援枠 (ステップアップ枠)	対象事業の改善または充実を図るための経費を必要とする場合	上限10万円とし、当該年度に1回、1団体につき3回までの交付とする。
持続支援枠 (サステイナブル枠)	対象事業を継続して実施するための経費を必要とする場合	上限5万円とし、当該年度に1回の交付とする。
備考 1 団体への当該年度の交付は、上記のいずれか1区分とする。		

様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業に対する補助金の交付を受けたいので、宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記の関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要や組織体制が分かるもの
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）に基づく誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 納税確認同意書（様式第3号）
- (6) その他

様式第2号（第6条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

私どもの団体は、宮崎市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団関係者ではないことを誓約します。

また、本書の記載事項が事実と相違ないこと、本書を宮崎市に提出すること及び宮崎市暴力団排除条例に基づき、宮崎市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載された個人情報を警察機関へ提供することについて同意します。

役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日		同意年月日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日
		男・女	大正・昭和 平成・令和	年 月 日	令和 年 月 日

注 この書面に記載された個人情報は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）に基づき取り扱うものとし、宮崎市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

様式第3号（第6条関係）

納 税 確 認 同 意 書

令和 年 月 日

宮崎市長 戸敷 正 殿

法人(団体)名

申 請 者 名

㊟

宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金の申込にあたり、当法人（団体）・代表者の納税状況について、市が確認することに同意します。

確認対象者	法人（団体）及びその代表者
1 法人(団体)名	(ふりがな)
2 事業所所在地 ※事業所を持たない団体の場合は記入不要です	
3 代表者氏名	(ふりがな)
4 代表者生年月日	T・S・H 年 月 日生
5 代表者住所	

納税確認結果（納税管理課にて記入）	
法人（団体）の滞納 : 有 ・ 無 滞納税目（税額） ( 円) ( 円) ( 円)	個人の滞納 : 有 ・ 無 滞納税目（税額） ( 円) ( 円) ( 円)
特記事項	
確認者 印	

様式第4号（第7条関係）

補助金交付決定書

宮 第 号  
年 月 日

殿

宮崎市長 ㊟

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業に対する補助金については、宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件



様式第5号（第8条関係）

補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

年 月 日付で補助金の交付決定のありました宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業について当該事業計画の変更の承認を受けたいので、宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
  
- 2 添付書類
  - (1) 変更事業計画書
  - (2) 変更収支予算書

様式第6号（第8条関係）

補助事業計画変更承認書

宮 第 号  
年 月 日

殿

宮崎市長 ㊟

年 月 日付で事業計画変更の申請のあった内容については、宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり承認します。

記

1 変更交付決定額 円

2 変更交付決定に付した条件

様式第7号（第10条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

年 月 日付で交付決定のあった宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業に対する補助金については、宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により下記の関係書類を添えて実績報告書を提出します。

添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他

様式第8号（第11条関係）

補助金交付確定通知書

宮 第 号  
年 月 日

殿

宮崎市長 

年 月 日付で交付決定をした宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業に対する補助金については、宮崎市子どもの貧困対策活動支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により交付額を下記のとおり確定したので通知します。

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |